

○市長交際費の支出及び公開に関する基準

平成15年7月25日

1 趣旨

市長交際費の支出及び公開基準を定めることにより、事務の適正化を図るとともに市民の理解を得て、もって市政の透明性を高め、開かれた市政の一層の推進を図る。

2 交際費の支出基準

市長交際費は、市長が行政執行のため市を代表して外部との公の交渉に要する経費であり、その執行に当たっては、社会通念上妥当と思われる範囲内で必要最小限の支出とする。

3 支出経費の項目

支出する経費の項目は、次に掲げるとおりとする。

(1)会費

飲食を伴う各種団体・自治会の総会・懇親会等の費用であり、市長交際費を支出することが公益上妥当と認められるものとする。会費が明示されているものは、その金額とし、会費の明示がないものは、10,000円を限度とする。ただし、飲食を伴わない場合は、支出しないものとする。

(2)慶弔見舞費

①慶事

式典、祝賀会、大会、発表会等の費用であり、金額が明示されているものは、その金額とし、金額の明示がないものは、10,000円を限度とする。ただし、当選祝い、結婚式の祝儀は支出しないものとする。

②弔事

弔事の支出は別表のとおりとし、香典は10,000円を限度とする。花輪等の費用は、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とする。

③見舞い

社会通念上、儀礼の範囲として認められる場合で、10,000円を限度とする。

(3)賛助・協賛費及び激励費

①賛助・協賛費

各種運動・活動に対し賛助・協賛する場合で、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とする。

②激励費

スポーツ・文化活動を行っている市内の個人・団体等の関東大会、全国大会等への出場に対し激励をする場合で、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とする。ただし、同一の個人又は団体に対しての支出は、同一年度内において2回までとする。

(4)渉外的経費

外部との意見交換、情報収集のための懇談等の費用又は折衝時に必要な土産等の費用であり、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とする。

(5)その他

上記に掲げるもののほか、その都度協議し、特に必要と認めたものは、この限りではない。

4 公開基準

市長交際費の支出報告書は、原則全面開示するものとする。ただし、所沢市情報公開条例第7条各号に該当する場合は、この限りではない。

5 見直し

この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成15年8月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

別表

	区 分	香 典	花 輪 (生花)	備 考
1 市職員	特別職本人	◎	◎	前・元職を含む
	一般職本人	◎	◎	
2 市議会議員	本人	◎	◎	前・元職を含む
	配偶者	◎	◎	前・元職を含む
	実父母	◎	◎	同居・別居を問わず
	子供	◎		同居に限る
	義父母	◎		同居に限る
3 民生委員	本人	◎		
4 各行政委員	本人	◎		前・元職を含む
	家族	◎		同居の家族
5 各種審議会委員	本人	◎		
6 その他	香典、花輪（生花）等は、特に市長が必要と認めたものとする。なお、特に記載のないものは現職に限る。			